

国民健康保険制度の国の動向について

令和8年2月18日

大津市国民健康保険事業の運営に関する協議会

高額療養費制度の見直しについて

【見直しの内容（令和8年8月1日施行予定）】

高額療養費制度について、以下のとおり自己負担限度額の見直しが行われる予定となっている。

（単位：円）

70歳未満	施行前	施行後
区分ア	252,600+1%	270,300+1%
	<多数回該当：140,100>	<多数回該当：140,100>
		年間上限：1,680,000
区分イ	167,400+1%	179,100+1%
	<多数回該当：93,000>	<多数回該当：93,000>
		年間上限：1,110,000
区分ウ	80,100+1%	85,800+1%
	<多数回該当：44,400>	<多数回該当：44,400>
		年間上限：530,000
区分エ	57,600	61,500
	<多数回該当：44,400>	<多数回該当：44,400>
		年間上限：530,000（※）
区分オ	35,400	36,900
	<多数回該当：24,600>	<多数回該当：24,600>
		年間上限：290,000

※「～約200万円」区分に該当することが確認できた者は、年間上限41万円を適用し、令和9年8月以降償還払い

70歳以上	施行前	施行後
現役並み所得Ⅲ	252,600+1%	270,300+1%
	<多数回該当：140,100>	<多数回該当：140,100>
		年間上限：1,680,000
現役並み所得Ⅱ	167,400+1%	179,100+1%
	<多数回該当：93,000>	<多数回該当：93,000>
		年間上限：1,110,000
現役並み所得Ⅰ	80,100+1%	85,800+1%
	<多数回該当：44,400>	<多数回該当：44,400>
		年間上限：530,000
一般	57,600	61,500
	<多数回該当：44,400>	<多数回該当：44,400>
		年間上限：530,000（※）
	外来特例：18,000 外来年間上限：144,000	外来特例：22,000 外来年間上限：216,000
低所得Ⅱ	24,600	25,700
		<多数回該当：24,600>
		年間上限：290,000
	外来特例：8,000	外来特例：11,000 外来年間上限：96,000
低所得Ⅰ	15,000	15,700
		年間上限：180,000
	外来特例：8,000	外来特例：8,000